

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年1月30日
【会社名】	カヤバ工業株式会社
【英訳名】	KAYABA INDUSTRY CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 白井 政夫
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービル
【電話番号】	03(3435)3511(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理本部経理部長 金丸 喜好
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービル
【電話番号】	03(3435)3584
【事務連絡者氏名】	執行役員経理本部経理部長 金丸 喜好
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成25年1月29日開催の取締役会において、平成25年7月1日を効力発生日として、当社の二輪車用油圧緩衝器部門を会社分割し、新たに設立するK Y Bモーターサイクルサスペンション株式会社に承継させる新設分割を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1)新設分割の目的

当社のA C（オートモーティブコンポーネンツ）事業の二輪車用油圧緩衝器部門の事業規模拡大（事業基盤強化・事業再編）のため、同事業部門を会社分割により新設会社に承継させたくて、同新設会社の株式の一部をヤマハ発動機株式会社に譲渡して合弁会社を設立する計画であります。

油圧緩衝器専門メーカーと二輪車メーカーの両社それぞれが保有する経営資源やノウハウを相互に活用することで二輪車用油圧緩衝器等のグローバル供給体制を整備し、世界トップクラスの性能、品質を伴う製品の市場投入とコスト競争力の実現を目指します。これにより、ヤマハ発動機株式会社を含む全ての二輪車メーカーへの拡販を目指します。

(2)新設分割の方法

当社を分割会社とし、新設会社を承継会社とする新設分割です。

(3)新設分割に係る割当ての内容

新設会社は本分割に際して発行する普通株式10,000,000株（予定）全てを当社に割り当てます。なお、当社は本分割効力発生日をもって、新設会社株式の33.4%にあたる3,340,000株（予定）をヤマハ発動機株式会社に譲渡します。

(4)新設分割計画の内容

新設分割に係る日程

平成25年1月29日 新設分割計画の取締役会承認
平成25年2月1日 株式譲渡契約締結日（予定）
平成25年7月1日 分割期日（効力発生日）（予定）
平成25年7月1日 株式譲渡日（予定）

なお、本分割は会社法805条に定める簡易新設分割に該当するため株主総会の承認を得ることなく行います。

その他の新設分割計画の内容

当社が平成25年1月29日開催の取締役会で承認した新設分割計画書の内容は後記のとおりです。

(5)新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

本新設分割は当社が単独で行う新設分割であり、割り当てられる株式数によって当社と新設会社との間の実質的な権利義務関係に差異は生じないことから割り当てられる株式数を任意に定めることができると認められるため、第三者機関による算定は実施せず、新設会社の資本金の額等を考慮し、決定いたしました。

(6)当該新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	K Y Bモーターサイクルサスペンション株式会社
本店の所在地	岐阜県可児市
代表者の氏名	埴 伸道
資本金の額	400百万円
純資産の額	1,923百万円(予定)
総資産の額	2,258百万円(予定)
事業の内容	二輪車用油圧緩衝器等の開発・製造・販売

新設分割計画書

カヤバ工業株式会社（以下「当社」という。）は、新設分割の方法によって設立する会社（KYBモーターサイクルサスペンション株式会社 英文表示は、KYB Motorcycle Suspension Co., Ltd.とする、以下「新設会社」という。）に、当社が本件事業（第1条に定義されるものをいう。）に関して有する権利義務を承継させること（以下「本件分割」という。）に関し、以下のとおり分割計画書（以下「本分割計画書」という。）を作成する。

第1条（本件事業の内容）

本分割計画書において、「本件事業」とは、当社の二輪車等（ATV、スノーモービル等を含む。）の車両向け緩衝器等の機器及びそれらの装置、部品、付属品に係る事業（営業、調達を除く）をいう。

第2条（新設会社の本店の所在地及び定款記載事項）

新設会社の本店所在地、目的、商号、発行可能株式総数及びその他新設会社の定款で定めるべき事項は、別添1「KYBモーターサイクルサスペンション株式会社定款」記載のとおりとする。なお、新設会社の本店所在地は、岐阜県可児市とする。

第3条（新設会社の成立の日）

新設会社の成立の日（以下「本件分割期日」という。）は、平成25年7月1日とする。但し、手続きの進行に応じ必要あるときは、当社の代表取締役が、これを変更することができる。

第4条（前提条件）

本件分割は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）、各国における競争法その他類似の法律上適用される待機期間が経過しており、かつ、公正取引委員会及び各国の競争法当局により、当該法令等に基づく排除措置命令の発令若しくは排除措置命令に係る手続の係属（事前通知の送付若しくは独占禁止法第10条第9項に定める報告等を要請する文書の送付を含む。）又はこれらに類する本件分割の実行を妨げる法的措置又は手続きがとられていないこと（待機期間が経過していることを含む。）をその実行の条件とする。

第5条（新設会社の設立時取締役・設立時監査役の氏名）

- (1) 設立時取締役
埴 伸道
田中 章義
小川 尋史
- (2) 設立時監査役
生形 春樹

第6条（承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務に関する事項）

新設会社が当社から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務は、別添2「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、本件分割により、当社から新設会社に承継される債務の全てについて、新設会社が免責的に債務引受を行うものとする。

第7条（本件分割に際して発行する株式の種類及び数並びに株式の割当に関する事項）

新設会社は本件分割に際して普通株式10,000,000株を発行し、その全てを当社に割り当てる。

第8条（新設会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

新設会社の設立の際における資本金の額及び準備金の額は以下のとおりとする。

- (1) 資本金
4億円
- (2) 資本準備金
会社計算規則第49条第1項に定める株主資本等変動額から上記資本金を控除した額
- (3) その他資本剰余金
0円

第9条（条件の変更及び中止）

本分割計画書の作成後本件分割期日までの間に、天災地変その他の事由により、本件事業に重大な変動が生じたとき、又は第4条に定める前提条件が充足されなかったときは、当社は、必要に応じて本分割計画書を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第10条（規定外事項）

本分割計画書に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、当社がこれを決定することができる。

以上

平成25年1月29日
東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービル
カヤバ工業株式会社

代表取締役社長執行役員 臼井 政夫

K Y B モーターサイクルサスペンション株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、K Y B モーターサイクルサスペンション株式会社と称し、英文ではKYB Motorcycle Suspension Co., Ltd.と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 二輪車等（ATV、スノーモービル等を含む。）の車両向け緩衝器等の機器及びそれらの装置、部品、付属品の開発・製造・販売
2. 二輪車等（ATV、スノーモービル等を含む。）の車両向け緩衝器等の機器及びそれらの装置、部品、付属品の開発・製造に関する他社支援
3. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を岐阜県可児市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 譲渡による当社の株式の取得については、譲渡者である株主又は取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

(株式取扱規則)

第 8 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第 9 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 1 0 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(議 長)

第 1 1 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決 議)

第 1 2 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、株主の議決権の 4 分の 3 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 3 0 9 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 4 分の 3 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 1 3 条 当社の取締役は、6 名以内とする。

(選 任 方 法)

第 1 4 条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 4 分の 3 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 1 5 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 1 6 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を 1 名選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役社長及び取締役副社長を各 1 名定めることができる。

3 取締役社長は、当社を代表する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 1 7 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 当社の取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 1 8 条 取締役会の招集通知は、会日の 7 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(決 議 方 法)

第 1 9 条 取締役会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の 4 分の 3 以上が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

2 取締役会の決議につき特別の利害関係のある取締役は、議決権を行使することができない。この場合、その取締役の数は前項の取締役の数に算入しない。

(取締役会の決議の省略)

第 2 0 条 当社は、会社法第 3 7 0 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 2 1 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第23条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(社外取締役の責任制限)

第24条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監査役

(員数)

第25条 当会社の監査役は、1名とする。

(選任方法)

第26条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の4分の3以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠で選任された監査役の任期は、前任監査役の任期の満了すべき時までとする。

(監査範囲)

第28条 当会社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定しない。

(報酬等)

第29条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(社外監査役の責任制限)

第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第33条 剰余金の配当は、毎年3月31日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

(中間配当)

第34条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第36条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成26年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第37条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上

承継権利義務明細表

新設会社の成立の日において、新設会社が本件分割により当社から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務については次に定めるとおりとし、これらのうち、資産及び負債の額については、平成24年11月末日現在の貸借対照表を基礎とし、これに本件分割期日の前日までの増減を加味した上で確定する。

但し、本件分割期日以前に当社が行っていた本件事業より生じた一切の潜在債務及び偶発債務並びにそれらに付随する一切の義務（債務不履行、不法行為、製造物責任、環境責任、瑕疵担保責任、品質保証責任、製品回収責任、設計責任等にもとづき発生した損害賠償債務を含むが、これに限らない。）は当社が一切の責任を負うものであり、新設会社に一切承継しない。

1. 資産

本件分割期日において当社が本件事業に関して所有する以下の資産

- 製品
- 仕掛品
- 原材料・貯蔵品
- 有償支給未収入金
- 機械装置
- 車両運搬具
- 工具
- 器具備品
- リース資産
- 建設仮勘定
- 繰延税金資産

2. 負債

本件分割期日において当社が本件事業に関して負担する以下の負債

- リース債務
- 未払金（リース消費税）
- 未払費用
- 賞与引当金
- 資産除去債務
- 繰延税金負債

3. 雇用契約

本件事業に従事する全ての従業員（契約従業員、パート従業員及び臨時従業員を含む）の労働契約は新設会社に承継しない。

4. 権利義務

本件事業の開発、製造（メンテナンス含む）等に関する契約で定められた当社の権利義務

5. 許認可等

当社が本件事業に関して取得している一切の許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継可能なもの。

以上